

社会福祉法人三好市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三好市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条に基づく役員等の報酬の額並びにその支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる役員をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報酬)

第3条 報酬支給対象役員並びに報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬は、職員の給与支給日の例のより支給する。ただし、会長が必要と認める場合は支給月を変更して支給することができる。

- 2 就任並びに退任した月の報酬は、日割り計算による算出額を支給する。
- 3 前各号の規定に関わらず、地方公共団体職員(特別職含む)及び本会職員には、この規程に定める報酬は、支給しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表1(第3条第1項関係)

区 分	報酬の額	備 考
会 長	月額50,000円	